

ホームページ (<https://tateyama-sr.com/>) にて最新の情報を随時お届けします！

※会員登録していただくことで会員限定のニュースリリースもご覧になれます！（無料）

**令和 4 年 5 月号**

## 改正個人情報保護法 R4.4.1 施行

本年 4 月 1 日より、改正個人情報保護法が施行されています。個人情報の取り扱いについては、労働・社会保険法令ではないものの、IT ツールの進化・技術革新により、労働者の個人情報の保護については労務管理と密接な関係があり、使用者として法令順守の必要性が高まっています。

令和 2 年に個人情報保護法の権利義務を拡張する法改正が行われ、令和 3 年に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」に関する改正が行われました。事業主様については令和 2 年改正が大きな影響を与えるものであるため、今回は令和 2 年改正についての要点と、労務管理上とるべき対策について紹介致します。

## 保有個人データの管理について

### I. 保有個人データの管理について

これまで 6 カ月以内に消去する個人情報は保有個人データには該当しませんでした。改正により短期間に消去される個人情報についても保有個人データの対象となり、開示の対象となります。

### II. 利用停止等の請求対象の拡大

個人情報保護法においては、本人（労働者）が保有個人データの利用停止・消去・第三者提供停止の請求を行うことが出来ます。改正前は①～④に該当するときに請求が認められていましたが、改正により、⑤～⑦の場合にも利用停止・消去・第三者提供停止の請求を行うことが認められるようになりました。

これにより、必要のなくなった個人情報は消去しなければ利用停止等の請求の対象となりますので注意が必要です。

#### 【法改正前】

- ① 利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用している場合
- ② 偽りその他不正の手段により取得した場合
- ③ 本人（労働者）の同意なく第三者提供した場合
- ④ 外国の第三者への提供を認める旨を、本人（労働者）の同意を得ることなく外国の第三者に提供した場合

#### 【法改正により拡大された部分】

- ⑤ 保有個人データを利用する必要がなくなった場合
- ⑥ 漏えい、滅失、毀損の事案が生じた場合
- ⑦ 本人（労働者）の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

### III. デジタルデータでの開示方法の導入

本人（労働者）は事業主に対して保有個人データの開示を請求することが出来ますが、令和 2 年改正により、電磁的記録の提供など、どのような開示方法で開示してもらいたいかが選択出来るようになりました。

本人が選択したデジタルデータによる開示が困難な場合には書面での開示も認められますが、出来る限り本人が選択するデジタルデータで開示できる体制を整備する必要があります。

## IV. 保有個人データの公表事項と安全管理措置についての変更

事業主は、保有個人データについて次の①～⑥の事項について、本人（労働者）の知り得る状態にしておく必要があります。

- ① 個人情報取扱事業者の氏名または名称および住所ならびに法人代表者の氏名
- ② すべての保有個人データの利用目的
- ③ 保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等の請求に応じる手続き（手数料の額を定めるときは、その手数料）
- ④ 保有個人データの安全管理のために講じた措置
- ⑤ 苦情の申出先
- ⑥ 認定個人情報保護団体の対象事業者の場合には、認定個人情報保護団体の名称および苦情の解決の申出先

## 法改正対応チェックリスト

改正に伴い、保有個人データの管理方法について下記の項目が対応出来ているか、チェックが必要です。

- すべての保有個人データが最新の状態に保たれているか
  - 取得して6か月以内の保有個人データについて開示等請求について対応できる体制となっているか
  - 本人（労働者）からの開示請求に対してデジタルデータを含め開示することが出来る体制となっているか
  - 保有個人データの安全管理措置について公表しているか
  - プライバシーポリシーに、①～⑤までのすべてが記載されているか
- ① 会社の名称・住所
  - ② すべての保有個人データの利用目的
  - ③ 手続き
  - ④ 安全管理措置
  - ⑤ 苦情の申出先
- 海外のクラウドサービス利用の場合、その国の個人情報保護制度を把握し、安全管理措置を講じているか
  - 海外のクラウドサービス利用の場合、サーバがある国の個人情報保護制度等について公表しているか

## 【助成金】 キャリアアップ助成金 変更点

有期雇用労働者や無期雇用労働者を正社員へ転換し、一定以上昇給する場合に支給されていたキャリアアップ助成金について、令和4年から内容の見直しが行われました。

### ■ 正社員化コースの一部廃止【令和4年4月～】

- ① 有期→正規 ②有期→無期 ③無期→正規 の3つの転換が対象となっていましたが、②有期雇用労働者を無期雇用労働者へ転換した場合の助成が廃止されます。

### ■ 正社員の定義の変更【令和4年10月～】

転換後について、「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」のある正社員への転換が求められます。

### ■ 非正規雇用労働者定義の変更【令和4年10月】

「正社員とは異なる雇用区分の就業規則等」が適用されている非正規雇用労働者を正社員に転換させることが必要となります。

**お問い合わせは当法人まで！**